

総社市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第18号

総社市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

総社市建築基準法施行細則（平成17年総社市規則第151号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(認定申請の添付図書等)</p> <p>第9条 法第43条第2項第1号，法第44条第1項第3号，法第52条第6項第3号，法第55条第2項，法第57条第1項，法第68条第5項，法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項，法第68条の4，法第68条の5の2，法第68条の5の5第1項若しくは第2項，法第68条の5の6，法第86条の6第2項，政令第131条の2第2項若しくは第3項，<u>政令第137条の12第6項若しくは第7項又は政令第137条の16第2号の規定による認定を申請しようとする者は</u>，当該申請書の正本及び副本に，それぞれ，次に掲げる図書又は書面を添えて，市長に提出するものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>政令第137条の12第6項若しくは第7項又は政令第137条の16第2号の規定による認定を申請しようとする者</u>にあっては，既存不適格調書</p> <p>(7) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(認定申請の添付図書等)</p> <p>第9条 法第43条第2項第1号，法第44条第1項第3号，法第52条第6項第3号，法第55条第2項，法第57条第1項，法第68条第5項，法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項，法第68条の4，法第68条の5の2，法第68条の5の5第1項若しくは第2項，法第68条の5の6，法第86条の6第2項，政令第131条の2第2項若しくは第3項又は政令第137条の16第2号の規定による認定を申請しようとする者は，当該申請書の正本及び副本に，それぞれ，次に掲げる図書又は書面を添えて，市長に提出するものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 政令第137条の16第2号の規定による認定を申請しようとする者</p> <p>にあっては，既存不適格調書</p> <p>(7) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。